

案件2 「検討内容の中間集約について」庁内委員会報告書に対する委員会意見集約資料

1 人材育成の視点

	現状における課題・問題点	取組みの方向性	御意見
(1) 不正行為防止等に関する制度内容の職員への浸透度	不正行為の防止などに関連した職員倫理やコンプライアンス意識、不祥事の未然防止に向けた制度は一定構築されているものの、部署ごとに、業務において取り扱う情報の内容に違いがあることもあり、これらの制度の浸透度合いにばらつきがあり、全ての職員に十分に浸透している状況にはなっていない。	不正行為防止等に関する制度が多岐にわたっており、情報量が多く混乱してしまっていることが懸念されるため、業務において取り扱う情報の内容に応じるなどポイントを絞って浸透させていく必要がある。	
(2) 担当職員の相談体制	公共工事の入札及び契約に関わる担当職員が、事業者側からアプローチを受けた場合や、その対応に迷った際の相談体制が、統一的に明文化されていない。	「社会的妥当性を逸脱した苦情等への対応マニュアル」について具体的に周知するとともに、公共工事の入札及び契約に関わる部署における事業者からの接触に対する対応方法や相談体制の明文化など、業務に適合した対応マニュアルの整備と周知が必要である。	
(3) 職員倫理研修の対象者	職員倫理に関する研修については、入職時と昇任・昇格時に実施しているが、長期間昇任・昇格していない職員にあっては、長期にわたり、倫理研修を受講する機会がない状況となっている。	当該補職に就いて5年目、10年目等、在職年数による研修の実施など、すべての職員が倫理研修を定期的を受講できる仕組みが必要である。	
(4) 職員の意識醸成	公務員倫理やコンプライアンス研修等のテーマが多岐にわたっており、その実施が必ずしも不正行為の防止に向けた意識の醸成につながっていない。	職員一人ひとりが今回の事象を他人事と考えるのではなく、自らも当事者となりうるということを意識することが大切であり、日常での継続的な取組みやワークショップ形式の参加型研修の実施など、不正行為の未然防止についての当事者意識の醸成に向けた取組みが必要である。	
(5) 適切な人員配置	委託や工事の担当部署等における職員については、事業者との過度の接触を避けるため、適切な期間で人事異動することが望ましいが、業務の専門性から異動先が限られている。	不祥事の未然防止に向けては、定期的な人事異動のみならず、担当換え等も行い、事業者との過度な接触を絶つことができる取組みのほか、倫理観の醸成など人材育成の取組みも重要である。また、公共工事の入札及び契約に関わる業務については、担当職員の孤立を防ぐ観点からも、事業者との接触も含めて複数の担当者で対応することが望ましいと考える。	
(6) 不正行為の兆しを見逃さない組織風土	不正行為に対する危機意識が希薄で、ごく身近で生じている不正の兆しを見逃している可能性がある。	公務における不祥事や不正行為は、全職員が全ての職場で起きる可能性があるとの当事者意識を共有することが大切であり、特に上司である管理監督職員が中心となって、不正行為の兆しを見逃さない組織風土を醸成していく必要がある。	

2 機密情報管理の視点

	現状における課題・問題点	取組みの方向性	御意見
(1) 機密情報として取り扱う文書及び情報を共有すべき範囲	違算防止のためにも、一定の共有は必要であるが、無制限に同じ部署の職員が知り得る状況は好ましくない。	工事設計金額が概ね確定するときから契約を締結するまでの間の文書及び情報につき、当該文書及び情報を共有した職員が、後日においても容易に特定できるよう、情報取扱者の一覧を保管しておくことが必要である。	
(2) 機密情報として取り扱う文書及び情報の保管方法	紙文書については、施錠可能な保管庫に収納することが必要である。しかし、施錠可能な保管庫が不足している。設計積算システムや財務会計システムについては、同じ部署の職員が誰でも見ることができる状態である。	紙文書については、施錠可能な保管庫に収納し、施錠管理の責任体制を明確にすることが必要であることから、施錠可能な保管庫が不足している部署につき、施錠可能な保管庫を必要な数だけ確保することが必要である。設計積算システムや財務会計システムについて、パスワードによるアクセス制限、十分なログの記録等ができるよう、システム改修を実施する必要がある。	

案件2 「検討内容の中間集約について」庁内委員会報告書に対する委員会意見集約資料

3 入札制度改革の視点

	現状における課題・問題点	取組みの方向性	御意見
(1) 入札及び契約に関する事務手続きの見直し	<p>現在、工事発注課の建設工事の施行決裁等においては、価格情報を記載せずに持ち回りによる回付を行う等、入札・契約に関する情報の取り扱いは、より限定的・局所的としている。</p> <p>また、契約課においても、入札・契約に関する資料については、施錠できるロッカーに保管する等、厳重な管理を行っている。</p> <p>一方、事務手続きに係るミスを防止するため、担当グループ職員によるチェック体制強化や工事担当課と契約課との契約締結依頼手続きにおける関係書類を庁内組織メールで送付を行う等、一部の職員に限定されているものの、複数職員が閲覧できる状態にもある。</p>	<p>札及び契約に関する事務手続きにおいて、工事担当課及び契約課内での発注情報や価格情報については、限定的・局所的及び厳重な取り扱いとされているところであるが、一部の手続きの中で複数職員が閲覧できる状態であることから、以下の点について、さらに強化することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内組織メールにて送付している契約締結依頼様式に価格情報が記載されていることから、当該項目を削除する。 ・工事担当課と契約課との価格情報を含む発注情報のやり取りにおいて、組織メールを利用せずに、個人から個人への送受信等を行う。また、工事担当から契約課への工事契約依頼については、金入り設計書が添付されているため、現在行っている紙ベースでの依頼をなくし、担当職員間でデータのみ依頼とする。 ・契約課において、各グループ（工事・委託・物品）毎でPドライブ等を設置し、各グループで扱う入札及び契約に関する情報について、より限定的なものとする。 	
(3) 予定価格等の公表時期の見直し	<p>公共工事の予定価格や最低制限価格等（以下、「予定価格等」という。）の公表時期については、これまで事前公表であったものを、平成22年度以降、段階的に事後公表に切り替え、平成28年度には予定価格等についてはすべて事後公表とし、適正な競争の確保や不良・不適格業者（積算能力を欠く者など）の排除に取り組んできたところである。</p> <p>しかし、一方で事後公表による弊害として、予定価格等の情報を探る、漏らすといった不正行為に至る恐れがある。</p>	<p>価格情報の漏洩等を防止する観点から、予定価格等の公表時期について、検討する必要がある。</p>	
(4) 最低制限価格等の算定方法の見直し	<p>現在、本市における公共工事の最低制限価格等については、ほとんどの自治体が採用している、中央公共契約制度運用連絡協議会（中央公契連）が定める最新のモデルに準じ、設計額の内訳の項目に「枚方市最低制限価格の設定に関する要綱」に示された一定の率を、それぞれの項目に乗じて算定している。また、同要綱については契約課ホームページで公表を行っている。</p> <p>従って、設計価格を知り得ることにより、予定価格、最低制限価格が安易に推測することができる。</p>	<p>価格情報を探るといふ不正行為を防止するためには、ランダム係数を乗じる方法（最低制限価格に無作為のランダム係数を乗じ、算定する。）や価格変動型（入札金額の平均額に一定の割合を乗じ、算定する等）を導入することにより、入札当日まで最低制限価格等が誰にもわからないため、事業者が価格情報等を探ろうとする不正な働きかけや価格漏洩などの不正を未然に防止することが可能となる等、一定の効果があると認められることから、その導入について、検討する必要がある。<u>また、これらの他に、最低制限価格等が固定値であっても、落札決定がその価格に依らない総合評価方式の導入や低入札価格制度の拡大等を含めた検討が必要である。</u></p>	
(5) 入札監視員の職務等	<p>現在、本市においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき策定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」により、透明性の確保に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を適切に反映することが、全ての発注者に対して求められていることから、入札及び契約手続の適正かつ公正な執行を図るため、「枚方市入札監視員設置要綱」を制定し、入札監視員を設置している。</p> <p>主な職務としては、入札及び契約手続きの状況審査、また、入札方法、執行等についての意見聴取や、談合情報等についての審査に係る意見聴取である。</p> <p>談合情報が寄せられた場合は、入札監視員の意見を踏まえ、必要に応じて、事業者及び職員に対し、庁内の「枚方市談合情報対応緊急会議」がヒアリング等を行っているが、本市職員が実施していることから、不正行為への抑止力に繋がる効果としては疑問が残る。</p>	<p>本市職員が絡む談合情報が寄せられた場合、これまでのとおり職員間でヒアリングを行っても効果がないと考えられるため、入札監視員によるヒアリングを行うことが不正の抑止力を含め、有効な手段であると考えられるが、その効果や手法について、検討する必要がある。</p>	

※中間報告書から一部加筆した部分につきましては、ゴシック体で下線を引かせていただいております。

※3-(2)については、「2機密情報管理の視点 (1)機密情報として取り扱う文書及び情報を共有すべき範囲」と内容が重複しているため削除しています。